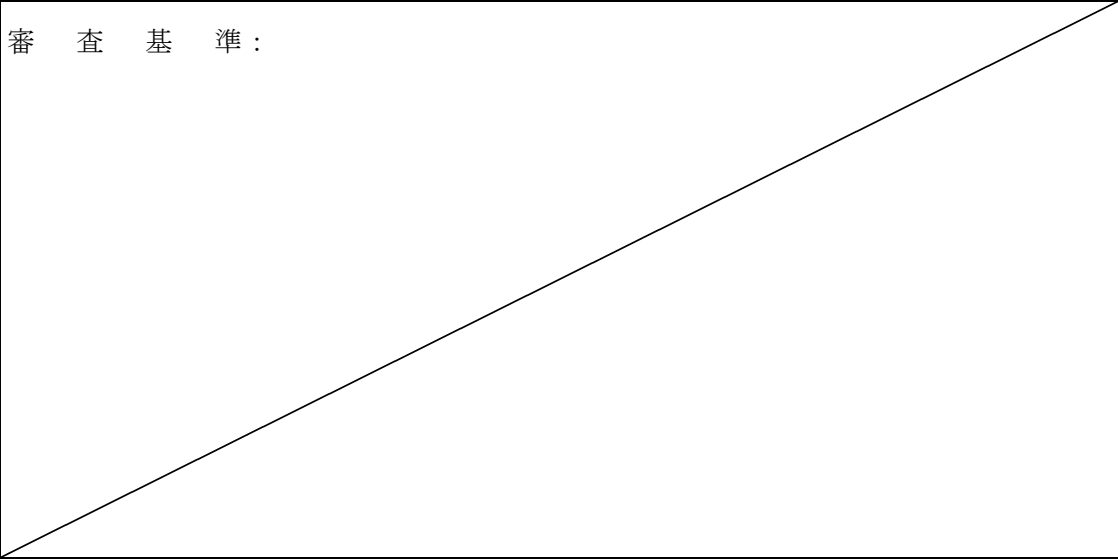


# 審 査 基 準

平成19年12月25日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 30日
申 請 先： 徳島県公安委員会（申請書提出先は、住所地を管轄する警察署又は警備員である場合はその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課のいずれか）
問 い 合 わ せ 先： 徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：